

令和7年度（令和7年8月～令和8年7月サービス利用分）

介護保険負担限度額認定申請手順

世帯全員及び配偶者の、令和7年度の住民税が非課税である。



はい

いいえ

Bへ

令和6年1月から12月までの、本人の収入額
(課税年金収入額+非課税年金収入額※1+その他の合計所得金額) が、

80.9万円以下

80.9万円超え
120万円以下

120万円超え

預貯金等の合計額が
650万円以下
(夫婦は1,650万円以下)

預貯金等の合計額が
550万円以下
(夫婦は1,550万円以下)

預貯金等の合計額が
500万円以下
(夫婦は1,500万円以下)

はい

いいえ

Aへ

Bへ

はい

いいえ

Bへ

はい

いいえ

Aへ

Bへ

Aに進んだ方…令和7年度の負担限度額認定に該当します。利用予定のある方は申請書を提出ください。

Bに進んだ方…令和7年度の負担限度額認定は非該当です。認定証は発行されません。

※利用者が2号被保険者（40歳から64歳）の方も、以下条件を満たすと、介護保険負担限度額認定に該当しますので、利用予定のある方は申請書を提出ください。

【配偶者がいる場合】世帯全員及び配偶者が住民税非課税かつ預貯金額等の合計が2,000万円以下

【配偶者がいない場合】世帯全員が住民税非課税かつ預貯金額等の合計が1,000万円以下

※1 「非課税年金」…遺族年金と障害年金のこと。